

バイクに関して

【ご意見・ご要望】(投稿日:2023年12月7日)

題記につきましていくつかご意見申し上げたく、ご連絡させていただきました。

1. 本部構内の放置バイクの撤去についてのお願い
百万遍門、北門、12号館南側の各駐輪場に、明らかに長期間放置されていると思われるバイクが見受けられます。

自転車の定期的な撤去と同様に、これら放置バイクも撤去いただくことは可能でしょうか？
特に、百万遍門や北門は満車のことが多いように見受けられますので、放置バイク撤去により駐輪スペース確保に繋がるかと存じます。数年に1回程度の間隔でも十分と思いますので、是非ご検討をお願い申し上げます。

2. 構内進入可能なバイクについての確認

現在は、

50cc以下の原付バイクは構内に進入可能、構内の自転車駐輪場に駐輪

50cc以上のバイク(原付二種を含む)は構内に進入不可、入構門付近の所定のバイク駐輪場に駐輪

という認識を持っているのですが、これでよろしいでしょうか？

以上の認識が正しい場合、構内に駐輪している50cc以上のバイクを見かけることがよくありますので、上記内容の注意喚起および周知をお願いできますでしょうか。

また、バイクはエンジン付きの二輪車である点で50cc以下以上を問わず同じと思うのですが、一律に入構禁止または入構可としない理由についてご教示いただけますと幸いです。(50ccを入構の境にしている意図がございましたらご教示いただけますと幸いです。)

3. 本部構内へのバイク進入の許可制についてお願い

自動車の本部構内への進入の許可制と同様に、構内速度制限の遵守や駐輪場所などの指定を前提として、許可された50cc以上のバイクの進入を可能とさせていただくことは可能でしょうか？

長文となり恐縮ですが、以上ご回答いただけますと幸いです。

よろしく願いいたします。

【回答】(回答日:2023年12月 日)

(回答部署:)施設部プロパティ運用課キャンパス安全掛

1.

放置バイクについては、放置自転車と併せて定期的に調査、撤去を行っております。ただし、バイクの撤去は、自転車と異なり、所有者・使用者を特定し、原則として大学から直接所有者・使用者に撤去を依頼する必要があるため、また、ナンバープレートがないものに関しても、撤去後に所有者が現れ、返還を申し出た場合にトラブルに発展するリスクがあるなど、撤去に至るまで相当の時間を要しております。

2.

バイクの構内への侵入、駐輪についてはご認識のとおりです。構内に常駐している警備員がこれら以外の状況を現認した場合は、構内への侵入の阻止、所定の駐輪場への移動を促していますが、今後は、不正駐輪車に対し貼紙等により警告、注意喚起を行ってまいります。

本部等構内交通委員会において決定した、「本部構内におけるオートバイの通行について」(京大広報 No555【2001.3 発行】<お知らせ>参照)により、構内をバイクで走行することを禁止するとともに、構内におけるバイクの取扱い(入構門、駐輪場、走行禁止境界線等)を定め、現在に至っています。※以後、北門東側の駐輪スペースを自転車駐輪場に変更し、正門詰所東側にバイク専用駐輪場を増設。

これらの規制の経緯として、バイクの走行による騒音の問題がありました。当時の学生、教員からバイクの騒音が授業中への妨げの原因として改善の要望があり、構内のバイクの走行が禁止されました。また、排気量50CCを境にしている点は、限られたバイク専用駐輪スペースの問題もあり、移動が比較的容易な50CC以下のバイクはエンジンを止めて押して歩き、自転車駐輪場に停めることとした次第です。

3.

許可に伴う個人情報の取り扱いの問題等もあり実現できておりません。